

平成二十四年十月十日発行  
皇學館論叢第四十五卷第五号  
抜刷

資  
料

註解・『隋書』倭国伝（下）

近  
藤  
左  
知  
子

註解・『隋書』倭国伝（下）

近藤 左知子

16. 冠位十二階

【原文】

内官有十二等<sup>①</sup>。一曰大徳、次小徳、次大仁、次小仁、次大義、次小義、次大禮、次小禮、次大智、次小智、次大信、次小信、員無定數。

読み下し

内官に十二等有り。一は大徳と曰い、次は小徳、次は大仁、次は小仁、次は大義、次は小義、次は大禮、次は小禮、次は大智、次は小智、次は大信、次は小信。員に定數無し。

現代語訳

内官には十二等ある。最高位を大徳といい、次いで、小徳・大仁・小仁・大義・小義・大札・小札・大智・小智・大信・小信である。それぞれの員数に定数はない。

註解

①冠位十二階 『日本書紀』推古天皇十一年（六〇三）十二月五日条に「十二月戊辰朔壬申。始行冠位。大徳。小徳。大仁。小仁。大禮。小禮。大信。小信。大義。小義。大智。小智。并十二階。並以當色純縫之。頂撮摠如囊。而著緑焉。唯元日著鬢華」  
〈鬢華、此云于孺〉、同じく推古天皇十二年（六〇三）正月一日条に「十二年春正月戊戌朔。始賜冠位於諸臣。各有差」とある。

17. 国造

【原文】

有軍尼二百二十人、猶中國牧宰。八十戸置一伊尼翼、如今里長也。十伊尼翼屬一軍尼。

読み下し

軍尼二百二十人有り、猶中国の牧宰の如し。八十戸に一伊尼翼を置く。今の里長の如し。十伊尼翼は一軍尼に属す。

現代語訳

軍尼(国造か)が百二十人いる。これは中国の牧宰(地方長官)のようなものである。八十戸ごとに伊尼翼一人を置く。これは今の〔隋の〕里長のようなものである。十人の伊尼翼が一人の軍尼に所属する。

18. 男子の服装

【原文】

其服飾、男子衣裙襦、其袖微小、履如屨形、漆其上、繁之於脚。人庶多跣足<sup>①</sup>。不得用金銀爲飾。

読み下し

其の服飾、男子は裙襦くんじゆを衣きる。其の袖は微小なり。履はまのくは屨くの形の如く、其の上に漆し之を脚かに繫かく。人庶は跣足せんそく多し。金銀を用いて飾りと為すことを得ず。

現代語訳

服飾については、男子は肌着を着る。袖は細い。履物は屨くのような〔形で〕漆を塗り、これを足に繫かりつけている。庶民はほとんどが裸足で、金銀などを装飾とすることはできない。

註解

①人庶多跣足 『後漢書』倭伝に「俗皆徒跣」、魏志倭人伝に「皆徒跣」とあるのを踏まえた記述。

## 19. 古来の服装・髪型

### 【原文】

故時<sup>①</sup>衣横幅、結束相連而無縫。頭亦無冠、但垂髮於兩耳上。

### 読み下し

故時は横幅を衣、結束して相連ね、縫うこと無し。頭にも亦冠無く、但だ髪を両耳の上に垂るのみ。

### 現代語訳

もとは、衣服は、横幅の広い〔布〕を結束して連ねただけで縫製もせず、頭には冠はなく、ただ髪を両耳の上に垂らすだけである。

### 註解

①故時 『後漢書』倭伝に「其男衣皆横幅結束相連」、魏志倭人伝に「其風俗不淫。男子皆露髮、以木髻招頭。其衣横幅、但結束相連、略無縫」とあるのを踏まえた記述。

## 20. 冠位十二階の制定

### 【原文】

至隋、其王始制冠<sup>①</sup>、以錦綵爲之、以金銀鏤花爲飾。

### 読み下し

隋に至りて、其の王始めて冠を制し、錦綵<sup>きんさい</sup>を以つて之を爲り、金銀鏤花<sup>ろうか</sup>を以て飾りと爲す。

### 現代語訳

隋〔の時代〕に至り、倭国の王は初めて冠を制定した。〔冠は〕錦や綵で作製し、金や銀で作った花を〔鏤めて〕飾りとしている。

### 註解

① 始制冠 16段の註解①参照。

## 21. 女子の髪形・服装

### 【原文】

婦人束髮於後、亦衣裙襦、裳皆有襪。織竹爲梳、編草爲薦。雜皮爲表、縁以文皮。

読み下し

婦人は髪を後ろに束ね、亦裙襦くわじゆを衣る。裳には皆襪せん有り。竹を擻せんして梳くしを為り、草を編みて薦せんと為し、皮を雑まじえて表と為し、縁ふちるに文皮を以てす。

現代語訳

婦人は髪を後ろに束ね、やはり肌着を着用する。裳にはみな縁どりがある。竹を薄くそいで梳とし、草を編んで薦としている。種々の皮革で上衣を作り、文皮で縁どりをする。

註解

① 女子の服装 『後漢書』倭国伝に「女人被髮屈紒、衣如單被、貫頭而著之」、魏志倭人伝には、女子の服装について「婦人被髮屈紒、作衣如單被、穿其中央、貫頭衣之」とみえている。

22. 武器の種類・兵の有無

【原文】

有弓、矢、刀、稍、弩、積、斧、漆皮爲甲、骨爲矢鏑<sup>①</sup>。雖有兵、無征戰。

読み下し

弓・矢・刀・稍ほこ・弩いゆみ・積やり・斧有り。皮に漆して甲よろいと為し、骨を矢鏑やじりと為す。兵有りと雖も、征戦無し。

註解・『隋書』倭国伝（下）（近藤）

現代語訳

〔武器には〕弓・矢・刀・稍・弩・櫛・斧がある。皮に漆を塗って甲とし、骨を矢鏑やじりとする。〔常備〕兵士はいるが  
征戦はしない。

註解

①武器の記述 『後漢書』倭伝に「其兵有矛、楯、木弓、竹矢或以骨爲鏃」、魏志倭人伝に「兵用矛、楯、木弓。木弓短下長上、竹箭或鐵鏃或骨鏃」という記述がある。

23・朝会

【原文】

其王朝會、必陳設儀仗、奏其國樂。

読み下し

其の王、朝会するに、必ず儀仗を陳設し、其の国の樂を奏せしむ。

現代語訳

倭王は朝廷での会の際にはかならず儀仗を陳ね、倭国の音楽を演奏させる。

## 24. 戸口

### 【原文】

戸可十萬<sup>①</sup>。

### 読み下し

戸十萬可<sup>ばか</sup>りなり。

### 現代語訳

〔倭国の〕戸数は十万户ほどである。

### 註解

①戸口 魏志倭人伝では、国々の戸口について「七千餘里。始度一海千餘里、至對馬國。（中略）所居絶島、方可四百餘里」とか、「又南渡一海千餘里、名曰瀚海。至一大國。（中略）方可三百里。多竹木叢林、有三千許家」などとかなり詳しくするが、『隋書』倭国伝では戸口の記載はこの箇所のみ。簡略で、どの範囲の戸数をいうのかは不明である。

## 25. 刑罰

### 【原文】

其俗<sup>①</sup>殺人強盜及姦皆死、盜者計贓酬物、無財者沒身爲奴。自餘輕重、或流或杖。

### 読み下し

其の俗、殺人・強盜及び姦は皆死し、盜者は贓を計りて物を酬わしむ。財無ければ身を没して奴と爲す。自餘の輕重は、或いは流、或いは杖とす。

### 現代語訳

倭国のしきたりでは、殺人・強盜・姦通はみな死刑である。盜は、盜品を計って贖わせ、〔贖う〕財物がなければその身を没して奴婢とする。そのほかの〔刑罰は、罪状の〕輕重によつて流罪や杖罪に処す。

### 註解

①刑罰 『後漢書』倭伝に「犯法者沒其妻子、重者滅其門族」、魏志倭人伝には刑罰について「其犯法、輕者沒其妻子、重者滅其門戸及宗族」という記述がある。

## 26. 裁判とその方法

### 【原文】

毎訊究獄訟、不承引者、以木壓膝、或張強弓、以弦鋸其項。或置小石於沸湯中、令所競者探之、云理曲者即手爛。或置蛇甕中、令取之、云曲者即螫手矣。

### 読み下し

獄訟を訊究する毎に、承引せざれば、木を以て膝を押し、或いは強弓を張りて弦を以て其の項を鋸く。或いは小石を沸湯の中に置き、競う所の者をして之を探らしめ、「理、曲なる者は、即ち手爛る」と云い、或は蛇を甕中に置き、之を取らしめ、「曲なる者は、即ち手螫さる」と云う。

### 現代語訳

訴訟事件の審理があれば、承知しない人間の膝を木で圧迫したり、あるいは強弓の弦で項を引く。あるいはまた、小石を煮えたぎった湯の中に入れ、争っている者〔双方〕にこれを探らせ、「道理にはずれている者の手はただちに爛れる」といい、あるいは蛇を甕の中に置いてこれを取らせ、「不正のある者はたちまち手を螫される」という。

## 27. 為人

### 【原文】

人頗恬靜、罕爭訟、少盜賊<sup>①</sup>。

### 読み下し

人は頗る恬靜てんせいにして、争訟まれば罕にして、盜賊少なし。

### 現代語訳

〔倭〕人〔の性質〕はきわめて物静かで、争いごとは稀である。盜賊も少ない。

### 註解

①人為 『後漢書』倭伝に「又俗不盜竊、少争訟」、魏志倭人伝に「不盜竊、少争訟」とほぼ同様の記事がみえる。

## 28. 樂器の種類

### 【原文】

樂有五弦琴、笛。

読み下し

楽〔器〕には、五弦琴・笛有り。

現代語訳

楽器には五弦琴や笛がある。

29. 風貌、漁の習慣

【原文】

男女多黥臂黥面文身<sup>①</sup>、没水捕鱼。

読み下し

男女は黥臂・黥面・文身する者多し。水に没して魚を捕らう。

現代語訳

男女の多くは、腕や顔や身体に入れ墨をして、水に潜って魚を捕らえる。

註解

①男女多黥臂黥面文身 入れ墨については、『後漢書』倭伝に「男子皆黥面文身、以其文左右大小別尊卑之差」、魏志倭人伝にも「男

註解・『隋書』倭国伝（下）（近藤）

子無大小皆黥面文身。自古以來、其使詣中國、皆自稱大夫。夏后少康之子封於會稽、斷髮文身以避蛟龍之害。今倭水人好沈没捕魚蛤、文身亦以厭大魚水禽、後稍以爲飾。諸國文身各異、或左或右、或大或小、尊卑有差」とある。ただし、魏志倭人伝の記載については、水野祐「狗奴国に関する『三国志』・『魏書』東夷伝の記載について」〔早稲田大学大学院文学研究科紀要〕十二、一九六六年十二月、のち『日本古代の民族と国家』（大和書房、一九七五年六月）所収）は、この部分から「所有無與若耳、朱崖同」までを、狗奴国に関する風俗の記載と理解し、その後の注釈書でもそれに即した註解を施している（『評釈魏志倭人伝』雄山閣出版、一九八七年三月）。ただ、①下文の海人の習俗を描写した部分には「倭の水人」とあり、「狗奴国の水人」とは書いていないこと、②ここを狗奴国の風俗に関する記述とみた場合、なぜ、邪馬台国と敵対する狗奴国の風俗をこれほど丁寧に書く必要があるのか、不審であること（倭人伝は魏と交流のあつた邪馬台国について記述するのが、本来の目的であつたと考えられる）、③『後漢書』倭伝など、後統の倭人伝は、この部分を倭全体の風俗と理解してリライトしていること、などから、水野氏の説は採らない。

### 30. 文字の有無

#### 【原文】

無文字、唯刻木結繩。敬佛法、於百濟求得佛經、始有文字。

#### 読み下し

文字無く、唯木を刻み、繩を結ぶのみ。仏法ぶつぽうを敬い、百濟ひゃくけいより佛經ぶつぎょうを求め得て、始めて文字有り。

#### 現代語訳

文字がなく、木を刻んだり、繩に結び目をつけたりしていたが、仏法を敬うようになって百濟から仏教経典を求めて

得たことにより、初めて文字をもつようになった。

### 31. 卜筮・巫覡

#### 【原文】

知卜筮<sup>①</sup>、尤信巫覡。

#### 読み下し

卜筮<sup>ほくぜい</sup>を知り、尤も巫覡<sup>ふげき</sup>を信ず。

#### 現代語訳

卜筮の方法も知り、もつとも巫覡を信じる。

#### 註解

①卜筮 『後漢書』倭伝に「灼骨以卜、用决吉凶」、魏志倭人伝にも「其俗舉事行來、有所云爲、輒灼骨而卜、以占吉凶、先告所卜、其辭如令龜法、視火圻占兆」という記述がある。

## 32・年中行事

### 【原文】

每至正月一日、必射戲飲酒、其餘節略與華同。

### 読み下し

正月一日に至る毎に、必ず射戲・飲酒す。其餘の節は、略華と同じ。

### 現代語訳

毎年正月一日にはかならず射藝を行ない酒宴を催す。その他の節会はほぼ中国と同じである。

## 33・嗜好

### 【原文】

好棊博、握槊、樗蒲之戲。

### 読み下し

棊博・握槊・樗蒲の戯れを好む。

現代語訳

〔倭人は〕 囲碁・すごろく・樗蒲などの遊びが好きである。

34. 気候・国土の特徴

【原文】

氣候温暖<sup>①</sup>、草木冬青、土地膏腴、水多陸少。

読み下し

氣候は温暖にして、草木は冬も青し。土地は膏腴<sup>こうゆ</sup>にして水多く、陸<sup>こ</sup>少なし。

現代語訳

気候は温暖で、冬でも草木は緑をなし、土地は肥沃だが、水が多いが陸地は少ない。

註解

①氣候温暖 『後漢書』倭伝に「氣溫暖、冬夏生菜茹」、魏志倭人伝にも「倭地温暖、冬夏食生菜」とみえている。

35・鵜飼

【原文】

以小環挂鵜鷓項、令人水捕魚、日得百餘頭。

読み下し

小環を以て鵜鷓の項に掛け、水に入りて魚を捕らしめ、日に百餘頭を得。

現代語訳

小さな環を鵜の首に掛けて水に潜らせて魚を捕らせ、日に百尾以上も得る。

36・食事作法

【原文】

俗無盤俎、藉以櫛葉、食用手舗之<sup>①</sup>。

読み下し

俗は盤俎無く、藉るに櫛の葉を以てす。食するには手を用いて之を舗う。

現代語訳

〔倭人は〕皿やまな板を使わず、櫛の葉に食物を盛る。食事は手づかみで食べる。

註解

①食用手舗之 食事の作法については、『後漢書』倭伝に「飲食以手、而用籩豆」、魏志倭人伝に「食飲用籩豆、手食」という記述がみえる。

37. 性格

【原文】

性質直、有雅風。

読み下し

性は質直にして、雅風有り。

現代語訳

〔倭人の〕性質は素直で、雅風がある。

## 【原文】

女多男少<sup>①</sup>、婚嫁不取同姓、男女相悦者即爲婚。婦入夫家、必先跨犬<sup>②</sup>、乃與夫相見。婦人不淫妬<sup>③</sup>。

## 読み下し

女多く男少なし。婚家には同姓を取らず。男女相悦ぶ者は即ち婚を為す。婦、夫の家に入るに、必ず先ず火を跨ぎ<sup>また</sup>て、乃ち夫と相見ゆ。婦人は淫妬<sup>いんと</sup>せず。

## 現代語訳

女が男よりも多い。結婚には同姓を娶らない。好き合えばたちまち結婚する。新婦がはじめて夫の家に入る時には、かならずまず「門口の」火を跨ぎ、そして夫と対面する。婦人は淫らでなく、嫉妬深くない。

## 註解

①女多男少 『後漢書』倭伝に「國多女子、大人皆有四五妻、其餘或兩或三」、魏志倭人伝に「其俗、國大人皆四五婦、下戸或三三婦」とある。

②必先跨犬 『隋書』倭国伝には「婦人夫家、必先跨犬、乃与夫相見」とあるが、『北史』倭国伝は「婦人夫家必先跨火、乃與夫相見」と記している。新婦が夫の家に入るのに際して、最初に跨いだのが夫の家の犬であったという所伝はほかに類例がない。それに

対して新婦と火に関する所伝は世界的にも知られており、日本神話の中にもカアシツヒメやコノハナサクヤビメの火中出産とか、垂仁天皇の皇子ホムチワケの火中出産などとの関連が考えられる。したがって新婦が跨いだのは「犬」ではなく「火」だったのではあるまいか。かつて「火」はそれぞれの家に固有のものであり、夫の家の「火」を跨ぐことで、新婦は夫の家の新しい構成員となるのが認められ、新婦とともに夫の家に入り込む危険性のある邪気をはらい、「火」の持つ威力で、出産の恵みを得ることができると考えられたのであろう。いずれにしても『隋書』の「犬」は『北史』により「火」に改めるべきであろう（坂元義種『隋書』倭国伝を徹底して検証する）〈前掲〉一七五―一七六頁。

③ 婦人不淫妒 『後漢書』倭伝に「婦人不淫不妒」、魏志倭人伝にも「婦人不淫、不妒忌」という記述がある。

### 39. 葬送儀礼

#### 【原文】

死者斂以棺槨<sup>①</sup>、親賓就屍歌舞、妻子兄弟以白布製服。貴人三年殯於外、庶人卜日而瘞。及葬、置屍船上、陸地牽之、或以小輿<sup>②</sup>。

#### 読み下し

死者は斂むるに棺槨を以てす。親賓は屍に就きて歌舞し、妻子兄弟は、白布を以つて服を製す。貴人は三年外に殯し、庶人は日を卜して瘞む。葬に及びて屍を船上に置き、陸地は之を牽く。或いは小輿を以てす。

死者の埋葬には棺と槨とを用いる。親族や賓客たちは遺骸のかたわらで歌舞し、「故人の」妻子や兄弟は白布で喪服を作る。尊貴の場合は「家の」外で三年間も殯もがりし、庶民の場合は日を卜って埋葬する。葬送には遺骸を船に乗せ、陸地ではこれを牽引するか、あるいは小輿で担いでゆく。

## 註解

①死者斂以棺槨 魏志倭人伝に「其死、有棺無槨、封土作家」とあるので、邪馬台国時代と比較すると、墓制の変化のあったことが知られる。ちなみに、かりに、邪馬台国を九州北部にもとめるとすると、「棺ありて槨なし」の埋葬形式は、この地域に多い箱式石棺の形式に一致する（これに対し、たとえば、大和にあるホケノ山古墳からは「木槨」が出土しており、倭人伝の「槨なし」の記述にはあわない）。

②倭の葬制 葬制については、『後漢書』倭伝に「其死停喪十餘日、家人哭泣、不進酒食、而等類就歌舞爲樂」、魏志倭人伝には「始死停喪十餘日、當時不食肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒。已葬、舉家詣水中澡浴、以如練沐」という記述がある。

## 40. 阿蘇山

## 【原文】

有阿蘇山、其石無故火起接天者、俗以爲異、因行禱祭。

## 読み下し

阿蘇山有り。其の石、故無くして火起こり、天に接すれば、俗、以て異と為し、因りて禱祭とうさいを行う。

現代語訳

〔倭国には〕阿蘇山がある。理由もなく噴火して〔噴煙が〕天に届かんばかりになれば、土地の人々は、これを異変とみなし、祈禱祭祀を行なう。

41. 如意宝珠

【原文】

有如意寶珠<sup>①</sup>、其色青、大如雞卵、夜則有光、云魚眼精也。

読み下し

如意宝珠<sup>にょいほうじゆ</sup>有り。其の色青く、大きさは鶏卵の如し。夜には則ち光有り。魚の眼精なりと云う。

現代語訳

如意宝珠（という珠）がある。その色は青く、その大きさは鶏卵ほどである。夜になると発光し、〔これを〕魚眼の精だといっている。

註解

①如意寶珠 『後漢書』倭伝に「出白珠、青玉」、魏志倭人伝に「出真珠、青玉」とある。

## 42. 新羅・百濟との関係

### 【原文】

新羅、百濟皆以倭爲大國、多珍物、並敬仰之、恒通使往來。

### 読み下し

新羅・百濟、皆倭を以て大國にして珍物多しとして、並びに之を敬仰して、恒に使を通じて往來す。

### 現代語訳

新羅・百濟は、倭を大國で珍しい物が多いとしてもにこれを敬仰し、つねに使者を往來させている。

## 43. 大業三年（六〇七）の遣使

### 【原文】

大業三年、其王多利思比孤遣使朝貢<sup>①</sup>。使者曰「聞海西菩薩天子重興佛法、故遣朝拜、兼沙門數十人來學佛法」其國書曰「日出處天子致書日沒處天子無恙」云云。帝覽之不悅、謂鴻臚卿曰「蠻夷書有無禮者、勿復以聞」

### 読み下し

大業三年、其の王多利思比孤<sup>たりにしひこ</sup>、使いを遣わして朝貢す。使者曰く、「海西の菩薩天子、重ねて仏法を興すと聞き、故

に遣わして朝拜せしめ、兼ねて沙門數十人來たりて仏法を学ばしむ」と。其の国書に曰く、「日出ざる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙無きや云云」と。帝、之を覽て悦ばず。鴻臚卿こうれいけいに謂いて曰く、「蕃夷の書、無礼なる者有り。復た以て聞する勿れ」と。

#### 現代語訳

大業三年（六〇七）、倭王の多利思比孤が使者を遣わして朝貢してきた。使者は、「海西の菩薩のように慈悲深い天子が重ねて仏教を興隆されていると聞き、それゆえに使者を派遣して朝拜させ、かねて僧侶數十人を伴い仏法を学ばせたい」と。その国書には、「日が昇る処（東）の天子が、国書を日が沈む処（西）の天子に届ける。無事息災か云々」とあった。煬帝はこれを見て悦ばず、鴻臚寺長官に、「蕃夷の書であるのに、無礼きわまる。二度と奏上するな」と言った。

#### 註解

①大業三年の遣使 このときの遣隋使については、『日本書紀』推古天皇十五年（六〇七）七月三日条に「秋七月戊申朔庚戌。大禮小野臣妹子遣於大唐。以鞍作福利爲通事」とある。

#### 44. 大業四年（六〇八）の隋による遣使

##### 【原文】

明年、上遣文林郎裴清使於倭國<sup>①</sup>。度百濟<sup>②</sup>、行至竹島、南望耽羅國、經都斯麻國、迥在大海中。又東至一支國、又

註解・『隋書』倭国伝（下）（近藤）

至竹斯國、又東至秦王國。其人同於華夏、以爲夷洲、疑不能明也。又經十餘國、達於海岸。自竹斯國以東、皆附庸於倭。

### 読み下し

明年、上、文林郎裴清を遣わして倭国に使いせしむ。百済に度り、行きて竹島に至り、南に耽羅国を望み、都斯麻国の、廻かに大海の中に在るを經。又東して一支国に至り、又竹斯国に至る。又東して秦王国に至る。其の人、華夏に同じ。以て夷洲と爲すも、疑うらくは明らかにすること能わざるなり。又十餘國を經て、海岸に達す。竹斯國より以東、皆倭に附庸たり。

### 現代語訳

明年（大業四年、六〇八）、煬帝は文林郎の裴（世）清を使者として倭国に派遣した。百済に渡り、「さらに」進んで竹島（所在不明）に至り、南の方に耽羅国（済州島）を望みつつ、遙か大海の中にある都斯麻国（対馬）を經由する。また東して一支国（老岐）に至り、さらに竹斯国（筑紫）に至る。また東して秦王国（所在不詳）に至る。その国の人は中国人と同じである。これを夷州とみることに疑問があるが、明らかにしえない。「さらに」また十餘國を經て海岸に到着する。竹斯國から東〔の諸國〕は、みな倭国に従属している。

### 註解

①裴清の来日 裴世清の来日から帰国までの経緯については、『日本書紀』推古天皇十六年（六〇八）の条で詳細にみることができる。まず来日については四月条に「十六年夏四月。小野臣妹子至<sub>レ</sub>自大唐。唐國號<sub>二</sub>妹子臣<sub>一</sub>曰<sub>二</sub>蘇因高<sub>一</sub>。即大唐使人裴世清。下客十

二人。從<sub>レ</sub>妹子臣<sub>二</sub>至<sub>二</sub>於筑紫<sub>一</sub>とあり、小野妹子が大唐より使人の裴世清と下客二人を従えて筑紫に到着したと伝えている。同条に続けて「遣<sub>二</sub>難波吉士雄成<sub>一</sub>。召<sub>二</sub>大唐客裴世清等<sub>一</sub>。爲<sub>二</sub>唐客<sub>一</sub>更造<sub>二</sub>新館於難波高麗館之上<sub>一</sub>」とみえ、天皇は難波吉士雄成を遣わして裴世清らを召し、彼らのために難波の高麗館の傍らに新しい館を造った。

その後、筑紫を出発した裴世清らは、同年六月十五日条に「六月壬寅朔丙辰。客等泊<sub>二</sub>于難波津<sub>一</sub>」とあり、難波津に泊まった。続けて「是日。以<sub>二</sub>飭船卅艘<sub>一</sub>迎<sub>二</sub>客等于江口<sub>一</sub>。安置<sub>二</sub>新館<sub>一</sub>」とみえ、飾船三十艘で裴世清らを江口（難波堀江の河口）に迎え、同年四月に新造した館に安置した。さらに「於<sub>レ</sub>是。以<sub>二</sub>中臣宮地連摩呂<sub>一</sub>。大河内直糠手船史王平<sub>二</sub>爲<sub>二</sub>掌客<sub>一</sub>」とあり、中臣宮地連烏磨呂・大河内直糠手・船史王平を裴世清らの接待役とした。また、同日条には「爰妹子臣奏之曰。臣參還之時。唐帝以<sub>レ</sub>書授<sub>二</sub>臣<sub>一</sub>。然<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>過百濟國<sub>一</sub>之日。百濟人探以<sub>レ</sub>掠取。是以<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>上。於<sub>レ</sub>是群臣議之曰。夫使人雖<sub>レ</sub>死之不<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>旨。是使矣。何怠之失<sub>二</sub>大國之書<sub>一</sub>哉。則坐<sub>二</sub>流刑<sub>一</sub>。時天皇勅之曰。妹子雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>失書之罪<sub>一</sub>。輒<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>罪。其大國客等聞之亦不<sub>レ</sub>良。乃赦之不<sub>レ</sub>坐也」とみえ、このとき妹子は、煬帝から授かった国書を、百濟国を通過中に百濟人に奪い取られたために奉ることができないと奏上した。すると群臣たちは、大國からの国書を失った妹子の怠慢を責め、流刑に処したが、天皇は隋の使者が妹子の失態を知ること恐れて、その罪を赦した。

裴世清らはしばらく難波津に停泊した後、同年八月三日条には「秋八月辛丑朔癸卯。唐客入<sub>レ</sub>京」とあり、ようやく飛鳥豊浦宮に入った。また、京までの道中での迎えの様子は同日条に「是日。遣<sub>二</sub>飭騎七十五疋<sub>一</sub>而迎<sub>二</sub>唐客於海石榴市衢<sub>一</sub>。額田部連比羅夫以<sub>レ</sub>告<sub>二</sub>禮辭<sub>一</sub>焉」とあり、飾馬七十五匹を遣わして、海石榴市（奈良県桜井市金屋）の巷で裴世清らを迎え、額田部連比羅夫が礼辭をのべたことが知られる。

京に到着した裴世清らは、同月十二日条によれば「壬子。召<sub>二</sub>唐客於朝廷<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>奏<sub>二</sub>使旨<sub>一</sub>」とあり、裴世清らを朝廷に召し、この度の使の趣旨を奏上している。また同日条には「於<sub>レ</sub>是。大唐之國信物置<sub>二</sub>於庭中<sub>一</sub>。時使主裴世清親持<sub>レ</sub>書。兩度再拜言<sub>二</sub>上使旨<sub>一</sub>而立之。其書曰。皇帝問<sub>二</sub>倭皇<sub>一</sub>。使人長吏大札蘇因高等至具<sub>レ</sub>懷。朕欽承<sub>二</sub>寶命<sub>一</sub>臨<sub>二</sub>仰區宇<sub>一</sub>。思<sub>二</sub>弘<sub>二</sub>德化<sub>一</sub>覃<sub>二</sub>被含靈<sub>一</sub>。愛育之情無<sub>レ</sub>隔<sub>二</sub>遐邇<sub>一</sub>。知<sub>二</sub>皇介<sub>二</sub>居海表<sub>一</sub>撫<sub>二</sub>寧民庶<sub>一</sub>。境內安樂。風俗融和。深氣至誠。達脩<sub>二</sub>朝貢<sub>一</sub>。丹款之美。朕有<sub>レ</sub>嘉焉。稍暄比如<sub>レ</sub>常

也。故遣<sub>二</sub>鴻臚寺掌客裴世清等<sub>一</sub>。稍宣<sub>二</sub>往意<sub>一</sub>。并送<sub>レ</sub>物如<sub>レ</sub>別。時阿倍臣出庭以受<sub>二</sub>其書<sub>一</sub>而進行。大伴嚙連迎出承<sub>レ</sub>書置<sub>二</sub>於大門前机上<sub>一</sub>而奏之。事畢而退焉」とあって、大唐国からの信物を庭に置くと、裴世清はみずから国書を持ち、再度再拜して使の趣旨を言上して立った。その国書には、蘇因高(妹子)らが来て倭皇の考えを詳しく伝え朝貢してきたことに対し、煬帝はその忠誠心を喜び、鴻臚寺の掌客裴世清らの往訪の意をのべ、あわせて別に物を送る旨が記されていた。書紀には、阿倍臣鳥が進み出て、裴世清の読んだ国書を受け取り、大伴嚙連へと渡し、大門の前の机上に置いて天皇に奏上し、退出するという一連の外交儀礼の様子が記されている。この儀礼に参列していた皇子・諸王・諸臣らの服装については、同日条に続けて「是時。皇子。諸王。諸臣悉以<sub>二</sub>金髻華<sub>一</sub>著<sub>レ</sub>頭。亦衣服皆用<sub>二</sub>錦紫繡織及五色綾羅<sub>一</sub>。へ二云。服色皆用<sub>二</sub>冠色<sub>一</sub>」とあり、皇子・諸王・諸臣はみな頭に金の髻華を挿し、衣服は錦・紫・繡・織と五色の綾羅を用いたもの、あるいは冠と同色の服を着用していたという。

その後、同年同月十六日条に「丙辰。饗<sub>二</sub>唐客等於朝<sub>一</sub>」とあり、朝廷で裴世清らに饗宴をしている。さらに同年九月五日条には「九月辛未朔乙亥。饗<sub>二</sub>客等於難波大郡<sub>一</sub>」とあり、裴世清らは難波大津で再び饗されている。

そして同年同月十一日条には「辛巳。唐客裴世清罷歸。則復以<sub>二</sub>小野妹子臣<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>大使<sub>一</sub>。吉士雄成爲<sub>二</sub>小使<sub>一</sub>。福利爲<sub>二</sub>通事<sub>一</sub>。副<sub>二</sub>于唐客<sub>一</sub>而遣之。爰天皇聘<sub>二</sub>唐帝<sub>一</sub>。其辭曰。東天皇敬白<sub>二</sub>西皇帝<sub>一</sub>。使人鴻臚寺掌客裴世清等至。久憶方解。季秋薄冷。尊何如。想清念。此即如<sub>レ</sub>常。今遣<sub>二</sub>大禮蘇因高。大禮乎那利等<sub>一</sub>往。謹白<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>具」とあり、裴世清が帰途についたことが記されている。裴世清の帰国にともない、天皇は、再び小野妹子を大使、吉士雄成を小使とし、福利を逸事(通訳)として添え、信書を託し遣わすことをのべる。また同日条には「是時。遣<sub>二</sub>於唐國<sub>一</sub>學生倭漢直福因。奈羅譯語惠明。高向漢人玄理。新漢人大國。學問僧新漢人日文。南淵漢人請安。志賀漢人惠隱。新漢人廣齊等并八人也」とあり、裴世清とともに倭漢直福因・奈羅譯語惠明・高向漢人玄理・新漢人大國が学生、新漢人日文・南淵漢人請安・志賀漢人惠隱・新漢人広齊が学問僧として、都合八人が唐国へ遣わされている。

②度百濟 『三國史記』卷第二十七 百濟本紀第五、武王九年三月条に「隋文林郎裴清。使奉使倭國。經我國南路」とあるのは、この『隋書』の記述によったものか。

## 45. 倭国による隋使裴世清の歓迎

【原文】

倭王遣小徳阿輩臺、從數百人、設儀仗、鳴鼓角來迎。

読み下し

倭王、小徳阿輩臺あはたいを遣わし、數百人を從えて儀仗を設け、鼓角こかくを鳴らして來り迎えしむ。

現代語訳

倭王は小徳の阿輩臺を派遣し、數百人を從えて儀仗を設営し、鼓を打ち、角笛を鳴らして〔裴世清を〕迎えさせた。

## 46. 裴世清、都に到着し倭王と対談

【原文】

後十日、又遣大禮哥多毘、從二百餘騎郊勞。既至彼都、其王與清相見、大悅、曰「我聞海西有大隋、禮義之國、故遣朝貢。我夷人、僻在海隅、不聞禮義、是以稽留境內、不即相見。今故清道飾館、以待大使、冀聞大國惟新之化。」清答曰「皇帝德並二儀、澤流四海、以王慕化、故遣行人來此宣諭。」

## 読み下し

後十日、又大礼哥多毘を遣わし、二百餘騎を従え郊勞せしむ。既にして彼の都に至る。其の王、清と相見えて、大いに悦びて曰く、「我聞く、海西に大隋有り、礼義の国なりと。故に朝貢せしむ。我は夷人にして、海隅に僻在して礼義を聞かず。是を以て境内に稽留して、即ち相見えず。今、故に道を清め館を飾り、以て大使を待つ。冀わくは大道惟新の化を聞かん」と。清、答えて曰く、「皇帝の徳は二儀に並び、沢は四海に流る。王、化を慕うを以て、故に行人を遣わして此に来たりて宣べ諭さしむ」と。

## 現代語訳

十日後、〔倭王は〕また大礼哥多毘を派遣し、二百餘騎を従えて都のはずれまで出迎え慰勞した。〔隋からの使者は〕やがて倭の王都に入った。倭王は〔裴世〕清と会見して大いに喜び、「私は、はるかな海の西に大隋という礼儀のよく行なわれている国があることを聞いて、〔使者を派遣して〕朝貢した。私は、東方の野蛮人で、海の一隅にいるため礼儀を知ることがなかった。そこで、境域に留まって〔隋の皇帝とも〕お目にかかることがなかった。今、〔その大隋から使者が来られるというので〕特別に道を清め〔迎賓〕館を飾って大使を待っていた。願わくば大隋国の新たな教化を承りたい」といった。清が答えて、「皇帝の徳は天地と並び、その恩沢は四海に及んでいる。倭王が皇帝の徳化を慕っているので、〔皇帝は〕使者を派遣してここに来て宣諭させたのである」といった。

## 47. 裴世清帰国と国交断絶

### 【原文】

既而引清就館。其後清遣人謂其王曰「朝命既達、請即戒塗。」於是設宴享以遣清、復令使者隨清來貢方物<sup>①</sup>。此後遂絶<sup>②</sup>。

### 読み下し

既にして清を引きて館に就かしむ。其の後、清、人を遣わして其の王に謂いて曰く、「朝命既に達せり。請うらくは、即ち戒塗<sup>かいと</sup>せよ」と。是に宴享を設け、以て清を遣わし、復た使者をして清に随わしめ、来りて方物を貢ず。此の後、遂に絶ゆ。

### 現代語訳

〔儀式が終わると〕清を引率して〔迎賓〕館に落ち着かせた。その後、〔裴世〕清は人を倭王のもとにやり、「皇帝の命令はすべて達した。帰途につきたい」といった。そこで、倭王は饗宴を催し、清を帰国させることにし、送使を清に附して〔隋への〕土産物を貢上させた。〔しかしながら〕この後、朝貢は途絶えてしまった。

### 註解

①随清來貢方物 裴清の帰国と送使派遣の年次の記載はないが、『日本書紀』推古天皇十六年（六〇八）九月十一日条に「辛巳。

註解・『隋書』倭国伝（下）（近藤）

唐客裴世清罷歸。則復以<sub>二</sub>小野妹子<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>大使<sub>一</sub>。吉士雄成爲<sub>二</sub>小使<sub>一</sub>。福利爲<sub>二</sub>通事<sub>一</sub>。副<sub>三</sub>于唐客<sub>二</sub>而遣之。爰天皇聘<sub>二</sub>唐帝<sub>一</sub>。其辭曰。東天皇敬白<sub>二</sub>西皇帝<sub>一</sub>。使人鴻臚寺掌客裴世清等至。久憶方解。季秋薄冷。尊何如。想清念。此即如<sub>レ</sub>常。今遣<sub>二</sub>大禮蘇因高<sub>一</sub>。大禮乎那利等<sub>レ</sub>往。謹白不<sub>レ</sub>具。是時。遣<sub>三</sub>於唐國<sub>二</sub>學生倭漢直福因<sub>一</sub>。奈羅譯語惠明。高向漢人玄理。新漢人大國。學問僧新漢人日文。南淵漢人請安。志賀漢人惠隱。新漢人廣齊等并八人也」とあるのが、これにあたとみられる。ちなみに、同書推古天皇十七年(六〇九)九月条には「秋九月。小野臣妹子等至<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>大唐<sub>一</sub>。唯通事福利不<sub>レ</sub>來」とあり、その帰国を伝えている。また『隋書』東夷伝中の流求国条には「三年、煬帝令羽騎尉朱寬入海求訪異俗、何蠻言之、遂與蠻俱往、因到流求國。言不相通、掠一人而返。明年、帝復令寬慰撫之、流求不從、寬取其布甲而還。時倭國使來朝、見之曰『此夷邪久國人所用也』」という記述がみえるが、この「倭國使」とは、『日本書紀』が伝える大業四年の小野妹子のことかも知れない。ただし、『隋書』煬帝本紀によれば、大業四年三月にも倭国の遣使・朝貢の記事があり、これを妹子とは別の遣使とみなすとすれば、こちらの可能性も残る。

②此後遂絶『隋書』倭国伝はこのようにしるすが、本紀には大業六年に倭国の遣使朝貢記事がみえるし、『日本書紀』には、推古天皇二十二年(六一四)六月十三条に「六月丁卯朔己卯。遣<sub>二</sub>犬上君御田歙<sub>一</sub>。矢田部造(闕<sub>レ</sub>名)於大唐」とあり、翌二十三年(六一五)九月条には「廿三年秋九月犬上君御田歙。矢田部造至<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>大唐<sub>一</sub>。百濟使則從<sub>二</sub>犬上君<sub>一</sub>而來朝」とあって、その帰国を伝える記事がみえる。ちなみに、推古天皇二十二年の遣隋使については、『隋書』にも記載がない。